

消防予第 57 号  
平成 2 年 5 月 22 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

## 指定可燃物の指定等に伴う消防用設備等に関する技術上の基準に係る消防法令の運用について(通知)

指定可燃物の指定等に伴う消防用設備等に関する技術上の基準に係る消防法施行令等の改正については、既に「消防法施行令等の一部改正について」(平成元年 3 月 7 日付け消防予第 26 号)により通知しているところであるが、今般、これらの改正に係る運用上の留意事項について、下記のとおりとりまとめたので、貴職におかれては、その適正かつ円滑な運用に努められるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

### 記

1 危険物施設でなくなったもの(危険物から除外されたもの、指定数量未満の危険物となったもの又は指定可燃物となったものを貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分となるもの)について(「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令」(昭和 63 年政令第 358 号。以下「改正政令」という。)附則第 17 条第 1 項関係)

(1) 平成 2 年 5 月 23 日において、消防法の一部を改正する法律(昭和 63 年法律第 55 号。以下「63 年改正法」という。)による改正前の消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)により許可を受けている製造所、貯蔵所又は取扱所で、63 年改正法による改正後の法第 11 条第 1 項の規定による許可を受けることを要しないこととなるものについては、今回の改正により防火対象物として、新たに法第 17 条の規定に基づく消防用設備等の設置が義務づけられることとなった。この場合において、危険物施設でなくなった防火対象物又はその部分は、法第 17 条の規定に基づく規制の運用については、平成 2 年 5 月 23 日において新たに設けられたものとして取り扱うものであり、従って、当該防火対象物が非特定防火対象物であっても、法第 17 条の規定に基づく消防用設備等の設置が義務づけられるものであること。

なお、経過措置については、次表のとおりである。

| 技術上の基準  |                       | 適用されない期間         |
|---------|-----------------------|------------------|
| 令第 10 条 | 消火器、簡易消火用具<br>漏電火災警報器 | 平成 3 年<br>5 月 22 |

|   |   |                |
|---|---|----------------|
| 令第22条<br>令第24条<br>令第25条<br>令第26条  | 非常警報器具、非常警報設備<br>避難器具<br>誘導灯、誘導標識   | 日までの期間         |
| 令第11条<br>令第12条<br>令第13条<br>令第19条<br>令第20条<br>令第21条<br>令第21条<br>令第21条の2<br>令第23条<br>令第27条<br>令第28条<br>令第28条の2<br>令第29条<br>令第29条の2<br>令第29条の3 | 屋内消火栓設備<br>スプリンクラー設備<br>水噴霧消火設備等<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備<br>自動火災報知設備<br>ガス漏れ火災警報設備<br>消防機関へ通報する火災報知設備<br>消防用水<br>排煙設備<br>連結散水設備<br>連結送水管<br>非常コンセント設備<br>無線通信補助設備 | 平成4年5月22日までの期間 |

(令:消防法施行令)

(2) 危険物から除外された生石灰、濃硫酸、発煙硫酸、クロールスホン酸等を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分については、消防法施行令(以下「令」と

いう。)第 2 章第 3 節の規定に基づく消防用設備等の設置が必要となるが、当該消防用設備等の設置にあたっては、貯蔵し、又は取り扱う物品の性状に留意し、2 次災害等の生じないように配慮することが必要であること。

(3) 平成 2 年 5 月 23 日において危険物施設でなくなった防火対象物又はその部分については、これらが従来危険物施設として取り扱われてきた経緯等にかんがみ、令第 2 章第 3 節の規定に係る技術上の基準が適用されない期間内であっても消防用設備等を設置するまでの間においては、改正前の危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号。以下「危険物政令」という。)等に基づく危険物施設としての位置、構造及び設備に係る技術上の基準に適合するように維持管理するよう指導されたい。

また、当該適用されない期間が経過した時点以降においても、引き続き、改正前の危険物政令等に基づく危険物施設としての位置、構造及び設備に係る技術上の基準に適合し、かつ、当該技術上の基準に従って適正に維持管理される場合においては、消防用設備等の設置に関し令第 32 条を適用して差し支えないものであること。

2 新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる防火対象物又はその部分について(改正政令附則第 17 条第 2 項(指定可燃物に係る部分を除く。)関係)

(1) 新たに少量危険物(危険物のうち危険物政令第 1 条の 11 に規定する指定数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満のものをいう。)を貯蔵し、又は取り扱うこととなる防火対象物又はその部分における消火器及び簡易消火用具に係る技術上の基準については、平成 3 年 5 月 22 日までの間は、改正前の規定が適用されるものであること。

(2) 危険物の範囲の見直しに伴い新たに危険物として指定された品目又は危険物に係る指定数量の変更に伴い貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量により少量危険物となるものを貯蔵し、又は取り扱うこととなる防火対象物又はその部分にあつては、令別表第 2 においてその消火に適應するものとされる消火器具を少量危険物の品名ごとに能力単位が 1 以上となるように設けることが必要であること。

3 新たに指定可燃物(従前準危険物又は特殊可燃物であつたものを除く。)を貯蔵し、又は取り扱うこととなる防火対象物又はその部分について(改正政令附則第 17 条第 2 項(少量危険物に係る部分を除く。)及び第 3 項関係)

既存の防火対象物又はその部分において新たに指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものについては、その数量に応じ新たにこれらの指定可燃物に係る火災の消火に適應する消火設備及びこれらの火災を有効に感知することのできる自動火災報知設備を設置することが必要となるが、この場合において、消防用設備等の設置の対象となるものは、令第 10 条に係る規定を除き、特定防火対象物に限られるものであること。

なお、経過措置については、次表のとおりであること。

| 技術上の基準                           |  | 改正前の規定が適用される期間 |
|----------------------------------|--|----------------|
| 令第10条                            | 消火器、簡易消火用具                                   | 平成3年5月22日までの間  |
| 令第11条<br>令第12条<br>令第13条<br>令第21条 | 屋内消火栓設備<br>スプリンクラー設備<br>水噴霧消火設備等<br>自動火災報知設備 | 平成4年5月22日までの間  |

(令:消防法施行令)

#### 4 その他

今回の指定可燃物等の指定等に係る法令の改正の施行に当たって生じた疑義等については、当庁に照会されたい。